

## あらかじめ損害賠償額を決めておくことは禁止

**Q** 会社の上司からきつく注意を受けたのがきっかけで、その日のうちに会社を辞めてしまいました。給料日に、それまでの給料の支払いを求めたところ、2週間前までに退職の申出をしなかったので、給料を支払いないと言われました。入社したとき、雇用契約書にそのようなことが書いてあったような気がします。本当に給料は貰えないのでしょうか。

**A** 結論から言えば、会社はあなたに給料をきちんと支払う義務があります。かりにそのようなことが雇用契約書に書いてあってもそれは無効です。

労働基準法は、使用者が労働契約の不履行について違約金を定めたり、又は損害賠償額を予定したりする契約を禁止しています(法16条)。具体的には、労働者が契約期間の途中で退職したり、遅刻、無断欠勤したことについて、「罰金〇〇円を払う」

と定めたり、労働者が不注意によって不良品を出したことについて、「損害賠償として〇〇円負担する」と定めることがこれに該当します。また、こうした定めに基づいて給料を支払しない場合は、賃金不払として、重ねて罪を犯すことになります。

労働者の債務不履行により実損害額のいかににかかわらず、予め定められた損害賠償額を支払うべき義務を労働者が負うことは、労働者にとって著しく不利であり、また、労働者の退職の自由を拘束する恐れがあるからです。

なお、労働者の債務不履行による損害賠償額を予め定めず、使用者が実際に被った損害について、賠償を請求することは法に抵触するものではありません。ただ、その場合であっても、給料から一方的に損害額を控除することは出来ません。

